

当組合は、生命保険募集および損害保険募集(以下「保険募集」という)にあたっては、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

なお、当組合が行う保険募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

1. 募集する保険商品および引受保険会社

お客様に対して当組合が募集を行う生命保険契約および損害保険契約(以下保険契約という)の引受保険会社および保険商品につきましては、当組合ホームページもしくは支店窓口の商品パンフレットでご確認いただけます。

保険契約はお客様と保険会社との取引になりますので、保険契約の引受や保険金等のお支払いは引受保険会社がおこないます。

なお、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が減額される場合があります。

2. 募集する保険商品に関する適切な情報提供

当組合が取扱う保険商品の中からお客様ご自身のご判断により商品を選択いただけますよう「保険商品一覧表」を作成しています。

3. 保険募集に係る制限について

当組合が事業に必要な資金を融資している事業者、当該事業者の役員・従業員の皆様に対しては、法令等により、一部の保険商品の引受に制限があります。よって保険商品のご提案にあたりましては、お客様の勤務先等をお伺いする場合があります。

- A. 当組合が事業に必要な資金を融資している法人・その代表者および個人事業主に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。
- B. 常時従事する従業員が 20名以下であり、かつ当組合が事業に必要な資金を融資している法人・個人事業主の役員および従業員に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。

* 当組合は法令上の特例措置に基づき、上記A、Bに該当する当組合の組合員の方、従業員が20名を超える融資先法人等の役員・従業員の方を保険契約者とする場合、個人年金保険を除く生命保険、医療保険の保険募集については、保険契約者一人あたりの通算保険金額を1,000万円以下に制限させていただきます。

上記A、Bに該当する場合は、当組合は法令上の制限の課せられている保険商品の保険募集を行えません(当組合の組合員の方は除きます)。お客様のご希望により、当組合の提携代理店をご紹介します。

また、お客様が当組合に融資を申込まれている場合、審査期間中は、法令等により、一部の保険商品について保険募集を行うことができません。

4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客様への保険募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、保険業法、金融商品販売法または金融商品取引法等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、保険代理店としての販売責任を負います。

なお、保険契約の中途解約や変額年金の運用利回りの低下による元本割れ、引受保険会社の経営破綻等の事由によりお客様に損害が生じた場合には当組合はこの損害をてん補しません。

5. お客様からのお問い合わせ(苦情・ご相談)窓口

当組合では、ご加入いただいた保険契約に関するお客様からのご契約内容や各種お手続きに関するご照会、苦情・ご相談について適切に対応します。下記のご相談窓口にご連絡ください。

◆ 保険募集に関する苦情・ご相談窓口
⇒ 相双五城信用組合 総務部
TEL 0244-36-5561
FAX 0244-36-7035
(平日9:00~17:00)

◆ 契約内容・各種お手続きに関する照会窓口
⇒ 相双五城信用組合 業務部
TEL 0244-36-5561
FAX 0244-36-7035
(平日9:00~17:00)

なお、当組合ではお客様に対する保険募集時の説明や苦情・ご相談に係る記録等(お客様からご提出いただいた書類等を含む)を保険期間満了時まで保存致します。また、ご相談内容につきましては引受会社に対応させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

以上

当組合の取扱い保険商品一覧

当組合が取扱う保険商品および引受保険会社は次の通りとなります。

＜平成26年9月1日現在＞

保険種類	保険商品名	引受保険会社
火災保険	マイホームびたっと	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社
	家庭総合保険	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社
	個人用火災総合保険 THE すまいの保険	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
個人年金保険(定額)	&LIFE個人年金保険	三井住友海上あいおい生命 保険株式会社
医療保険	しんくみプライム60	アクサ生命保険株式会社
	しんくみOKメディカル	アクサ生命保険株式会社

【上記保険商品に関して】

○保険契約を引き受けるのは保険会社であり、保険金・返戻金・給付金等の支払は当該保険会社が行います。

○引受保険会社が破綻した場合には、保険金・返戻金・給付金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額される可能性があります。

なお、保険会社が破綻した場合の各保険商品毎の取扱いにつきましては、ご契約手続き時にお渡しする「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご確認下さい。

支店名	電話番号	FAX 番号	支店名	電話番号	FAX 番号
本 店	(0244)36-3185	(0244)36-7232	相馬西支店	(0244)36-1003	(0244)36-1212
相馬港支店	(0244)38-8540	(0244)38-8549	いわき支店	(0246)57-0006	(0246)57-0039
鹿島支店	(0244)46-2260	(0244)46-5783	亘理支店	(0223)32-1801	(0223)32-1803
原町支店	(0244)24-1244	(0244)24-2866	大河原支店	(0224)52-1239	(0224)52-1532
浪江 支店	(0240)34-2411	(0240)34-5286	岩沼支店	(0223)22-5767	(0223)22-3472
大熊 支店	(0240)32-2161	(0240)32-3185	蔵王支店	(0224)33-2317	(0224)33-3175
富岡 支店	(0240)22-4030	(0240)22-4356	二本松相談所	(0243)22-6131	(0243)22-6145
新地 支店	(0244)62-4140	(0244)62-4388	会津若松相談所	(0242)37-0555	(0242)37-0558

※浪江支店、大熊支店、富岡支店は、現在休止中です。

資料のご請求、詳しいご説明をご希望のお客様は、お近くの支店窓口または当組合職員までお気軽にお問い合わせください。